

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜、
祭日、
休日、
の翌日)

目 次

- ◇ 示 健康保険法による保険薬剤師の登録
臨時種畜検査の実施
公有水面の埋立の追認
公有水面の埋立の免許
- ◇ 教委告示 昭和四十三年度鳥取県立境水産高等学校専攻科生徒募集要項
- ◇ 公安告示 道路交通法による聴聞の期日及び場所を公示する鳥取県公安委員会の揭示板の設置場所
- ◇ 人委規則 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則
県費負担教職員の有給休暇に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 地勞委告示 地方公営企業労働関係法第五条第二項による労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲の認定
- ◇ 公 告 危険物取扱主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第六百二十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

より、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十二年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登 録 年 月 日
貝田 俊彦	境港市松ヶ枝町	鳥薬一七七	昭和四十二年九月十八日

鳥取県告示第六百二十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

実施 期 日	検 査 場 所	家畜の種類
第一次 十月二十四日 午前十時から	八頭郡船岡町船岡 船岡家畜市場	肉用牛
第二次 十月二十七日 午前十時から	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	山 羊
第三次 十月二十八日 午後二時から	倉吉市八屋 倉吉家畜市場	山 羊
第四次 十月二十九日 午前九時から	米子市吉岡 米子市吉岡家畜市場	山 羊
第五次 十月三十日 午前十時から	西 部 家 畜 市 場	山 羊

十月二十八日 午前九時から 午後一時から	十月三十一日 午前九時から 午後一時から	日野郡日野町根雨 根雨家畜市場	日野郡日野町根雨 根雨家畜市場
"	"	日南町生山 生山家畜市場	"
"	"	"	"

鳥取県告示第六百二十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三十六条第二項の規定に基づき、昭和四十二年九月二十五日次のとおり公有水面の埋立を承認したので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十二年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 埋立の追認を受けた者 米子市長 河合 弘道
- 二 埋立の場所及び面積

米子市中町九五ノ三番地先から同町一一九ノ二番地先に至る水路

一、三三一、六一五平方メートル

- 三 埋立の目的 道路敷地の造成

- 四 埋立の工期 昭和二十四年九月から

昭和二十五年三月まで

鳥取県告示第六百二十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定に基づき、昭和四十二年九月二十七日次のとおり公有水面の埋立の免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十二年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 埋立の免許を受けた者 東郷湖漁業協同組合
- 二 埋立の場所及び面積

東郷郡羽合町大字上浅津式の屋敷一二三ノ三、一三五ノ一番地先東郷池水面 一、一〇三平方メートル

- 三 埋立の目的 荷さばき所及び網干場の建設敷地の造成

- 四 埋立工事の期間 昭和四十二年九月二十七日から

昭和四十二年十二月三十一日まで

鳥取県告示第六百二十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定に基づき、昭和四十二年九月二十七日次のとおり公有水面の埋立の免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十二年十月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 埋立の免許を受けた者 羽合町

- 二 埋立の場所及び面積

東郷郡羽合町大字上浅津字四ノ屋敷一五一の一、一七三の一、字中嶋二〇四の二及び二〇四の三番地先東郷池水面 七八六平方メートル

- 三 埋立の目的 スポーツ広場の建設敷地の造成

- 四 埋立工事の期間 昭和四十二年九月二十七日から

昭和四十二年十二月三十一日まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十号

昭和四十三年度鳥取県立境水産高等学校専攻科の生徒を次の要項により募集する。

昭和四十二年十月三日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

昭和四十三年度鳥取県立境水産高等学校専攻科生徒募集要項

一 募集生徒数

水産学科 漁業科 約十名

機関科 約十名

二 出願資格

1 昭和四十三年三月水産高等学校の漁業科又は機関科の課程を修めて卒業する見込みのある者

2 水産高等学校の漁業科又は機関科の課程を修めて卒業した者

三 出願期間

1 昭和四十二年十月三日(火)から十月六日(金)午後五時までとする。

2 郵送の場合の出願書類は、十月六日(金)までの消印のあるものは有効とする。

四 出願手続

1 入学志願者は、三に定める出願期間内に、次に掲げる書類を鳥取県立境水産高等学校に提出しなければならない。

(一) 入学志願書(入学選抜手数料として三百五十円分の鳥取県収入証紙(消印をしてはならない。))をはりつけたもの

(二) 出身高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様と

する。)又は卒業資格及び学力を認定するに足る書類

2 鳥取県立境水産高等学校長は、四の1の書類を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

3 入学志願書の用紙は、鳥取県立境水産高等学校から交付を受けるものとする。

五 入学選抜の方法

1 入学選抜は、入学志願者の提出した書類の審査及び入学選抜学力検査等の結果を総合して行なう。

2 入学選抜学力検査・身体検査及び面接は次のとおり行なう。

(一) 期日 昭和四十二年十月二十日(金)午前九時から午後三時まで(学力検査)

昭和四十二年十月二十一日(土)午前九時から正午まで

(身体検査・面接)

(二) 場所 鳥取県立境水産高等学校

(三) 学力検査の教科

漁業科 航海、運用、海事法規、英語及び数学

機関科 機関術(一)、(二)、海事法規、英語及び数学

六 合格者の発表

昭和四十二年十月二十六日(木)とし、鳥取県立境水産高等学校に掲示するほか合格者に通知する。

七 出願等に関する質疑

募集及び出願に関する質疑事項は、鳥取県立境水産高等学校に問い合

八 参考事項

わせること。

1 専攻科の教育課程は、漁業及び機関に関する事項を精深な程度において履修させる。

2 専攻科の修業年限は二年とし、学期は前期(四月―八月)及び後期(九月―三月)の二期とする。

3 専攻科生徒の学習評価、単位認定、修了等の措置については高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

九 注意事項

入学志願書及び入学選抜手数料は返さない。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十四号

道路交通法施行令(昭和三十五年法律第二百七十号)第四十条第二項に規定する道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第一百四十一条の規定による聴聞の期日及び場所を公示する鳥取県公安委員会の掲示板の設置場所は、次のとおりとする。

昭和四十二年十月三日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁前

人事委員会規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

昭和四十二年十月三日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十九号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四項から第六項までを削る。

第三条第一項各号列記以外の部分中「前条」を「前二条」に改め、同項第五号中「及び」を「又は」に改め、同項第十五号中「二日以内」を「五日以内」に改め、同項中第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 地方公務員法第四十五条第二項の規定に基づき公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する審査を申し立てる場合 (のぞく。)

第三条第一項第二十一号中「第四項」を「第十一項」に改め、同項第二十三号中「及び交通しや断」を「交通しや断」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県費負担教職員の有給休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年十月三日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵
鳥取県人事委員会規則第四十号

鳥取県人事委員会の有給休暇に関する規則の一部を改正する規則
県費負担教職員の有給休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中第四項から第六項までを削り、第七項を第四項とする。

第四条第七号中「及び」を「又は」に改め、同条第十七号中「二日以内」を「五日以内」に改め、同条第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二 地方公務員法第四十五条第二項の

規定に基づき公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する

審査を申し立てる場合
そのつと必要と認める期間(準備行為の期間をのぞく。)

第四条第二十三号中「第四項」を「第十一項」に改め、同条第二十五号中「及び交通しや断」を「交通しや断」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第三号

地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条第二項の規定に基づき、倉吉市が経営する水道事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合について、当該職員のうち、労働組合法(昭和二十四法律第七十四号)第二条第一号に規定する者の範囲を昭和四十二年

九月二十八日次のとおり認定したので、地方公営企業労働関係法第五条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年十月三日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

一 地方公営企業の名称 倉吉市水道事業

二 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所 倉吉市水道課

職 名 課長、課長補佐(庶務に関する事務を行なうものに限る。)

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の2第3項に規定する危険物取扱主任者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第56条の規定により公告する。

昭和42年10月3日

鳥取県知事 石 敏 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 昭和42年11月8日 午前8時30分から

(2) 試験の場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂

倉吉市蔵城279 鳥取県中部総合事務所

米子市統町1の160 鳥取県西部総合事務所

2 試験の種類 乙種第4類危険物取扱主任者試験

3 受験資格 6月以上第4類危険物取扱いの実務経験を有する者

4 受験手続

- (1) 受験願書受付期間
昭和42年10月5日から昭和42年10月25日まで
郵送による場合は、10月25日までの消印のあるものを有効とする。
- (2) 提出書類等
- ア 受験願書
- イ 6月以上第4類危険物取扱いの実務経験を有することを証明する書類
- ウ 写真 1枚
受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像の手札型のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもので、すでに他の種類の乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた者で、この試験を受ける者は、免状の写しを提出すること。
- オ 受験手数料及びその納付方法
- カ 受験手数料 500円
- キ 納付方法
カ)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- ク 既納の手数料は、返還しない。
- (3) 受験願書提出先
鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部地方課
- 5 その他
その他不明な点があれば、鳥取県総務部地方課（電話鳥取0271111番、庁内258番）に問いあわせること。